

「葵うなぎ」のブランド名及びブランドマークの使用に係る要領

制定 令和6年1月16日付け 5水第1058号

(目的)

第1条 この要領は、愛知県における養鰻業の振興を図るため、愛知県(以下、「県」という。)が作成した「葵うなぎ」(以下「ブランド名」という。)及び「葵うなぎブランドマーク」(以下「マーク」という。)の適正な使用に係る必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「葵うなぎ」とは、共立製菓株式会社が示す使い方を十分理解のうえ、大豆イソフラボン飼料を適切に給与し、県内養殖場で生産された1尾当たりの重量が330g以上のうなぎ又はその加工品をいう。

(ブランド名及びマークの仕様)

第3条 マークの仕様は、県が別に定める『「葵うなぎ」ブランド名及びブランドマーク使用の手引き』のとおりとする。

(ブランド名及びマークを使用できる者)

第4条 次のいずれかに該当する者は、ブランド名及びマークを使用することができる。

- (1) 県にブランド名及びマークの使用登録を受けた生産者
- (2) (1)に規定した生産者が生産した「葵うなぎ」を取り扱う流通事業者又は飲食事業者
- (3) その他県が認めた者

(使用者の責務)

第5条 ブランド名及びマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) ブランド名及びマークの目的を十分に理解し、使用に際しては、「葵うなぎ」が広く消費者に親しまれ定着するように努めること。
- (2) ブランド名及びマークの使用に関する一切の責任は、使用者が負うこと。
- (3) 県が認めた場合を除き、ブランド名及びマークを第三者に使用させないこと。

(生産者による使用登録申請)

第6条 ブランド名及びマークを使用しようとする生産者は、あらかじめ、別紙様式1(「葵うなぎ」ブランド名及びブランドマーク個人使用登録申請書)及び別紙様式2(生産者使用前チェックリスト)を、愛知県農業水産局水産課(以下、「水産課」という。)に提出するものとする。

(漁協経由での使用登録申請)

第7条 一色うなぎ漁業協同組合または豊橋養鰻漁業協同組合(以下、「漁協」という。)に所属する生産者がブランド名及びマークを使用する場合は、あらかじめ、別紙様式2(生産者使用前チェックリスト)を所属する漁協へ提出することで、前条の提出をしたものとみなす。

2 前項の提出があった漁協は、別紙様式3(「葵うなぎ」ブランド名及びブランドマーク団体使用登録申請書)及び別紙様式4(「葵うなぎ」ブランド名及びブランドマーク使用登録希望者一覧)、並びに生産者から提出された別紙様式2(生産者使用前チェックリスト)を、水産課に提出するものとする。

(使用登録)

第8条 知事は、第6条又は前条第2項の規定により申請書の提出があった場合は、内容を審査し、本要領に適合すると認めるときは別に定める登録簿に登録するとともに、別紙様式5(「葵うなぎ」ブランド名及びブランドマーク個人使用登録通知書)又は別紙様式6(「葵うなぎ」ブランド名及びブランドマーク団体使用登録通知書)及び別紙様式7(「葵うなぎ」ブランド名及びブランドマーク使用登録者一覧)により通知するものとする。

2 知事は前項の通知にあたり、必要に応じて使用に関する条件をつけることができる。

(使用登録の拒否)

第9条 知事は、使用登録申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
- (3) 「葵うなぎ」のブランドイメージを毀損すると認められる行為を行う者
- (4) その他県が適当でないと認める者

2 知事は、前項の規定により使用登録を拒否した時は、別紙様式8(「葵うなぎ」ブランド名及びブランドマーク使用不登録通知書)により申請者へ通知するものとする。

(ブランド名及びマークの使用料)

第10条 ブランド名及びマークは、公共的資源として広く県民等に周知を図り、「葵うなぎ」の品質向上及び需要拡大を図るものであるため、その使用料は無料とする。

(ブランド名及びマークの適正使用)

第11条 知事は、ブランド名及びマークの適正な使用を確認するため、必要に応じて使用者に対して資料の請求及び現地調査を実施することができる。この場合、使用者は適切に対応しなければならない。

(使用の取り消し)

第12条 知事は、使用者が第8条第2項の登録に付した条件に反する場合又は第9条1項に該当する場合は、次の各号の措置を講じることができる。なお、このことによつて生じた損失等については、全て使用者が負担するものとする。

- (1) 指導及び是正処置の請求

(2) ブランド名及びマーク使用登録の取消し

2 知事は、前項の規定により使用登録の取消しを行う場合は、別紙様式9（「葵うなぎ」ブランド名及びブランドマーク使用登録取消し通知書）により使用登録者へ通知するものとする。

(マークの電子データの提供)

第13条 知事は、使用者からマークの電子データの提供の希望があった場合は、電子メールにより提供するものとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めるものの他、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、令和6年1月16日から施行する。